

## 第3期プラスパータウン造成工事にかかわる確認事項

- 1 造成工事期間及び工事工程
  - ① 造成工事は開発行為許可日より2年11か月とする。
  - ② 工事工程表に大幅な変更がある場合は、速やかに新しい工程表を提示する。
  - ③ 週間作業工程表及び連絡先は近隣住民が見やすい箇所に設置する。
- 2 作業時間及び休日
  - ① 原則として午前8時から午後6時までとする。
  - ② 台風、大雨洪水等の非常時の緊急安全対策については上記時間外に作業を行うことがある。
  - ③ 日曜日は休工日として、土曜、祭日は基本的に作業日とする。
- 3 工事車両等の搬出入経路及び車両の洗車と道路清掃
  - ① 工事関係車両の搬出入は原則として北側市道361号線とする。
  - ② 伐採の初期段階では既存住宅内の道路を使用する。
  - ③ 工事現場から公道へ出る車両の洗車及び道路清掃を併せて実施する。
- 4 交通安全対策
  - ① 工事関係車両は事故防止のために施工区域内外で15km/hを厳守するように指導を徹底する。
  - ② 既存住宅内の伐採車両の搬出入時は交通誘導員を配置し、子供たちの安全確保に努める。
  - ③ 第2期プラスパータウンの2本の道路の出入口に交通標識(止まれ)を設置するよう警察に要請する。
- 5 騒音・振動対策
  - ① 工事作業に使用する重機は騒音・振動の発生が少ない低騒音型重機を使用する。
  - ② 指摘した個所についてはこの重機を使用し、土曜日の工事は中止する。
- 6 雨水・排水対策
  - ① 泥水が近隣に流出しないように必要な個所へ適切に設置する。
  - ② 開発地と近隣住民の造成工事で接する個所には、雨水・泥水が隣接地に流出しないよう土嚢及び柵などを設置する。
- 7 作業現場の風紀対策  
作業員の風紀についての指導監督には十分留意し、作業員への教育の実施と風紀対策の徹底を図る。  
また、風紀を乱した作業員及び関係者は以降現場への立ち入りを排除する。
- 8 工事期間中の連絡体制
  - ① 現場事務所を設置して、作業中の連絡には責任者を常駐させて対応する。
  - ② 休日・夜間の連絡先は現場事務所及び作業工程お知らせ版に明示する。
- 9 集会所の設置  
集会所の設置及び施設の維持管理等については、引き続き協議する。
- 10 工事期間中における損害事故  
工事に関連して発生した家屋、道路等の損害事故については、施工業者側が責任をもって対処する。
- 11 問題が生じた場合の扱い  
本事項に定めのない事項等、問題が発生した場合は、工事の中断措置を含めて誠意を持って速やかに協議する。

令和3年8月5日

ハタノ木材株式会社  
代表取締役 畑野 修

畑野 修

株式会社悦企画  
代表取締役 田口 悦

田口 悦

恵比寿建設株式会社  
代表取締役 阿武 高志

阿武 高志

船田町会  
会長 平塚 忠勇

平塚 忠勇